別紙様式第８号(1)　（第205条第３項第２号）

業　務　報　告　書

第　　年度　（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

信用漁業協同組合連合会又は
信用水産加工業協同組合連合会名

所在地

目　　次

第１　事業概況書
　Ⅰ　連合会の事業活動の概況に関する事項
　　１　一般的概況
　　２　当該事業年度及び直前三事業年度の事業成績並びに財産及び損益の状況
　　３　事業経過報告
　　４　その他連合会の事業活動の概況に関する重要な事項
　Ⅱ　連合会の運営組織の状況に関する事項
　　１　総会及び総代会
　　（１）総会
　　（２）総代会
　　２　会員及び出資口数
　　（１）会員
　　（２）出資口数
　　３　役員
　　（１）役員の就任状況
　　（２）本年度末現在の役員
　　（３）本年度退任の役員
　　４　職員
　　５　連合会の機構
　　６　会員組織
　　７　施設
　　（１）連合会の施設の設置状況
　　（２）特定信用事業代理業者数等の状況
　　８　子会社等の状況
　　（１）子会社等の概況
　　（２）子会社等の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
　　９　その他連合会の運営組織の状況に関する事項
第２　貸借対照表
第３　損益計算書
第４　注記表
第５　附属明細書
第６　キャッシュ・フロー計算書
第７　剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）
第８　主要事業の状況
第９　単体自己資本比率の状況
［附表］業務報告書添付書類
（注）添付書類として、監査報告を添付すること。

（記載上の注意）
１　連合会の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、業務報告書に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。
２　該当する事項がない様式がある場合は、当該様式を削除の上、「該当する事項なし」と記載すること。
３　業務報告書の各様式（「第７　剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）」を除く。）に記載する金額単位について、千円又は百万円にする場合は、端数は切り捨て、又は四捨五入する。

第１　事業概況書

第　　年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）事業概況書

Ⅰ　連合会の事業活動の概況に関する事項

１　一般的概況

（記載上の注意）

１　連合会の当該事業年度中における主要な事業活動の内容及び成果について記載すること。

２　一般経済概況、連合会を取り巻く金融経済環境及び連合会の事業のうち特記すべき事項等について、その概況を記載すること。

３　当該事業年度中に実施した臨時的な資金調達、大規模の設備投資、事業譲渡その他の重要事項がある場合にはその内容について記載すること。

４　連合会として対処し解決すべき重要な課題及びそれへの対応方針について記載すること。

２　当該事業年度及び直前三事業年度の事業成績並びに財産及び損益の状況

（単位：千円）

項　　目	年　度	年　度	年　度	本　年　度
貯 金 等 残 高				
貸 出 金 残 高				
有 価 証 券 残 高				
総　資　産　額				
経　常　収　益				
経　常　利　益				
当 期 剰 余 金				
単体自己資本比率				

（記載上の注意）

当該事業年度における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る通常総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

３　事業経過報告

年　　月　　日	処 理 事 項

（記載上の注意）

１　当期における重要な事項について時の経過に従いその概要を簡潔に記載すること。

２　記載事項は必ず次の事項にふれるものとする。

ア　総（代）会、理事会、監事会

イ　監事の監査、行政庁の検査、全国連合会の監査

ウ　協力組織の活動

エ　その他の重要行事

オ　重要な後発事象

4　その他連合会の事業活動の概況に関する重要な事項

Ⅱ　連合会の運営組織の状況に関する事項

1　総会及び総代会

（1）総会

総会の種類	総会の開催年月日	開催日現在の正会員数	出席正会員数				出席准会員数	重要な議事及び議決事項
			本人	代理人	書面	合計		

（2）総代会

（記載上の注意）

（1）の様式に準じて記載すること。

2　会員及び出資口数

（1）会　員

（単位：会員数）

異動 / 資格区分	前期末現在	当期増加	当期減少				当期末現在
			持分全部の譲渡	解散	その他	合計	
正会員							
准会員							
合計							

（2）出資口数

（単位：口）

	前期末現在	当期減少	当期増加	当期末現在
正会員 （後配出資） （優先出資）	（　　） （　　）	（　　） （　　）	（　　） （　　）	（　　） （　　）
准会員 （後配出資） （優先出資）	（　　） （　　）	（　　） （　　）	（　　） （　　）	（　　） （　　）
会員以外からの優先出資				

処分未済持分				
計 （後配出資） （優先出資）	（　　） （　　）	（　　） （　　）	（　　） （　　）	（　　） （　　）

（注）（　）内は内数とする。

3　役　員

（1）役員の就任状況

（単位：人）

区　　分		前期末現在	当期就任	当期退任	当期末現在	定款に定める役員の定数
理事	常　　勤					
	非 常 勤					
	（計）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
監　　事						
合　　計						

（2）当期末現在の役員

役　職　名		常勤・非常勤の別	氏　　名	就任年月日	備　　考
理事	代表理事会長				
	副会長理事				
	専務理事				
	常務理事				
	理　　事				
監事	代表監事				
	監　　事				

（記載上の注意）

1　役職員名欄には、代表権の有無も併せて記載すること。

2　代表理事、職員と兼職している理事、員外役員及び女性である場合には、「備考」欄にその旨を記載する

こと。

3　重要な兼職の状況がある場合には、「備考」欄にその旨を記載すること。

4　経営管理委員会制度を導入している場合にあっては、適切な欄を設けて記載すること。

5　第154条第３号ホからチまでの補償契約及び役員賠償責任保険契約に係る事項は欄外に記載すること。

（3）当期退任の役員

役　職　名	常勤・非常勤の別	氏　　名	退任年月日	備　　考

（注）当期中に退任した役員の役職名は退任時のものである。

（記載上の注意）

退任して、なお、役員の権利義務を有する者については、「備考」欄にその旨を記載すること。

4　職　員

（単位：人）

区　　分	前期末現在	当期増加	当期減少	当期末現在
参　　事				
男　性　職　員	うち出向(　)	うち出向(　)	うち出向(　)	うち出向(　)
女　性　職　員	うち出向(　)	うち出向(　)	うち出向(　)	うち出向(　)
嘱託・常よう人				
計	うち出向(　)	うち出向(　)	うち出向(　)	うち出向(　)

5　連合会の機構

（記載上の注意）

連合会の機構等を分かりやすく示すこと。

6　会員組織

組　　織　　名	代　表　者　名	構　成　員　数

7　施設

（1）連合会の施設の設置状況

名　　称	所　在　地	職　員　数
合　　計		

（記載上の注意）

職員数合計は、上記４職員の本年度末現在の合計と一致する。

（2）特定信用事業代理業者数等の状況

①　特定信用事業代理業者の一覧

商号、名称又は氏名	主たる営業所又は事務所の所在地	特定信用事業代理業以外の主要業務

（記載上の注意）

当事業年度末時点における当該連合会を所属組合とする特定信用事業代理業者を記載すること。

②　当事業年度の特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の開設・廃止状況

特定信用事業代理業者名	営業所又は事務所名	開設・廃止年月日	所　在　地	備　考

（記載上の注意）

当該連合会を所属組合とする特定信用事業代理業者が特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所について開設又は廃止に区分し、その旨を備考欄に記載すること。

③　連合会が行う銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称

（記載上の注意）

当該連合会が銀行代理業等（銀行法（昭和56年法律第59号）第２条第14項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第16条の５第２項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法（昭和26年法律第238号）第85条の２第２項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法（昭和28年法律第227号）第89条の３第２項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律（昭和24年法律第183号）第６条の３第２項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第92条の２第２項に規定する特定信用事業代理業、法第106条第２項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法（平成13年法律

第93号）第95条の２第２項に規定する農林中央金庫代理業をいう。）を行う場合に記載すること。

８　子会社等の状況

（１）子会社等の概況

会社名		
代表者名		
設立年月日		
事業内容		
所在地		
施設の概要		
資本金総額		
うち本会出資額 （本会が保有する議決権の比率）		
役員数		
うち本会役員との兼務者数		
うち本会職員との兼務者数 （出向者を含む。）		
職員数		
うち本会出向職員数 （兼務者数を含む。）		
本会に対する債務額		
本会に対する債権額		

（記載上の注意）

子会社等（水産業協同組合法（以下「法」という。）第92条第３項及び第100条第３項において準用する法第58条の２第２項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）について、子会社（法第92条第１項及び第100条第１項において準用する法第11条の８第２項に規定する子会社をいう。以下同じ。）、子法人等（第206条第１号に規定する子法人等であるもの（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（第206条第２号に規定する関連法人等であるものをいう。以下同じ。）にわけて記載すること。ただし、重要性の乏しい子会社等については、その数のみを記載することに止めることができる。

（２）子会社等の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

（記載上の注意）

株主総会等で議決された貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を転載又は別途添付すること。

９　その他連合会の運営組織の状況に関する事項

（記載上の注意）

項目を掲げて記載すること。

第２　貸借対照表

別紙様式第３号（１）と同様とする。

第３　損益計算書

別紙様式第３号（２）と同様とする。

第４　注記表

（記載上の注意）

以下の項目について、注記事項の欄に第５章第３節第５款に規定する事項について一覧できるよう記載すること。

項　目	注　記　事　項
継続組合の前提に関する注記	
重要な会計方針に係る事項に関する注記	
会計方針の変更に関する注記	
表示方法の変更に関する注記	
会計上の見積りに関する注記	
会計上の見積りの変更に関する注記	
誤謬（びゅう）の訂正に関する注記	
貸借対照表に関する注記	
損益計算書に関する注記	
金融商品に関する注記	
有価証券に関する注記	
退職給付に関する注記	
税効果会計に関する注記	
賃貸等不動産に関する注記	
合併に関する注記	
重要な後発事象に関する注記	
収益認識に関する注記	
その他の注記	
持分法損益等に関する注記	関連法人等（損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連法人等を除外することができる。）に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額について記載すること（連結業務報告書を作成する連合会は、記載を要しない。）。

第５　附属明細書

Ⅰ　計算書類に関する事項

１　出資金及び準備金等の内訳

（１）会員資本

区　　分			当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出資金						
	うち後配出資金					
	うち優先出資金					
回転出資金						
資本準備金						
利益剰余金						
利益準備金						
その他利益剰余金						
任意積立金（うち・・・積立金）			（　）	（　）	（　）	（　）
当期未処分損失金（当期未処理損失金）	前期繰越剰余金（前期繰越損失金）					
	・・積立金取崩額					
	当期剰余金（当期損失金）					
	小計					
処分未済持分						
合計						

適用：（１）出資１口金額　　円
（２）未払込出資総額　　円
（３）１会員当たりの出資額　　円
（４）後配出資金の概要　　円

目的	
劣後する内容、条件等	

（記載上の注意）

後配出資金の受入れのない信漁連にあっては、後配出資に関する事項を削除すること。

（２）優先出資の内訳

優先出資１口の金額　　円

優先出資の総口数の最高限度　　口
自己の優先出資の所有口数　　口

区　　分	出資者数	割合	出資口数	割合	発行(引受)価額	割合
政府及び地方公共団体		%	口	%	百万円	%
金融機関						
証券会社						
その他の法人						
外国法人等 （うち個人）	（　　）	（　）	（　　）	（　）	（　　）	（　）
個人その他						
合　　計		100.0		100.0		100.0

（記載上の注意）
1　優先出資１口の金額及び優先出資の総口数の最高限度は、定款に定める金額及び口数を記載すること。
2　「発行（引受）価額」欄には、発行時における発行（引受）価額を記載すること。
3　普通出資者が優先出資を引き受けている場合は、その出資者数、出資口数及び割合について注記すること。
4　優先出資を発行していない場合は本表を省略すること。

2　固定資産

種類別		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額
有形固定資産	業務用						
	建物						
	構築物						
	車両						
	器具・備品						
	土地						
	リース資産						
	建設仮勘定						
	業務外						
	計						
無形固定資産	業務用						
	業務外						
	計						
合計							

（脚注）1　減価償却の方法

2　土地再評価差額金

業務用土地に係る土地再評価差額金の額

3　「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。ただし、減損損失累計額を取得原価から直接控除している場合には、当該事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」欄は、減損損失控除後の金額を記載すること。

（注）水産会館等を所有している場合は、その使用面積等適当な基準によって業務用固定資産と業務外固定資産に分類経理すること。

3　外部出資

出資先		当期首残高		当期増加額		当期減少額		当期末残高	
		口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額

系統出資	農林中央金庫								
	・・・・・・・・・								
	計 （うち回転出資金）								
系統外出資	株式 ・・・・・・・・・								
	株式								
	その他 県漁業信用基金協会								
	その他								
	計								
子会社等出資	株式 ・・・・・・・・・								
	株式								
	その他 ・・・・・・・・・								
	その他								
	計								
合計									

4　引当金の内訳

種類		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
一般貸倒引当金					
個別貸倒引当金					
諸引当金	賞与引当金				
	退職給付引当金				
	金融先物取引責任準備金				
	・・・・・・・・・				
合計					

（記載上の注意）

1　脚注としてそれぞれの引当金の計上理由及び算出方法を記載すること。ただし、貸借対照表に注記したものは省略することができる。

2　該当しない科目は削除すること。

5　資産につき設定している担保権の明細

担保に供している資産	担保権によって担保されている債務

種　　類	期末帳簿価額	担保権の種類	内　　容	期　末　残　高
合　　計				

6　子会社等との取引

区　分	商号又は法人名	収　益　総　額	費　用　総　額	摘　　要
子会社				
子会社以外の子法人等				
関連法人等				
計				

7　子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

区分	商号又は法人名	取引内容	債　権			債　務		
			当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額
子会社								
	小　計							
子会社以外の子法人等								
	小　計							
関連法人等								
	小　計							
合　　計								

8　預け金

種　　類　　別	前期首残高	当期預入額	当期引出額	当期末残高
当　座　預　け　金				

系統預け金	普通預け金				
	通知預け金				
	別段預け金				
	為替決済預け金				
	定期預け金				
	小計				
系統外預け金					
計					
譲渡性預け金					
合計					

9　買入金銭債権

種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
コマーシャル・ペーパー				
合計				

10　金銭の信託

種類別	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
指定金銭信託				
特定金銭信託				
指定金外信託				
特定金外信託				
合計				

11　有価証券

種類別	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	
					当期末信託現在額

国　　債					
地　方　債					
政府保証債					
金　融　債					
社　　債					
短 期 社 債					
外 国 証 券					
株　　式					
受 益 証 券					
合　　計					

12　借用金

種　類　別		当期首残高	当期借入額	当期償還額	当期末残高
手　形　借　入　金					
証　書　借　入　金 （うち漁業近代化資金 原　資　借　入　金）		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
当　座　借　越					
再　割　引　手　形					
合　　計					
借入先別内訳	農 林 中 央 金 庫				
	地 方 公 共 団 体				
	・・・・・・・・・				

13　債務保証

区　　分	会　　員		会 員 以 外	
	件　数	金　　額	件　数	金　　額
貯金・定期積金を担保に徴して行われる保証				
金融機関等の業務の代理に付随して行われる保証				

国税若しくは地方税の徴収猶予担保等について行われる保証				
外国為替取引に伴って行われる保証又は手形の引受け				
その他の保証				
合計				

14　事業管理費の明細

科目	内訳科目	金額
人件費	役員報酬	
	給料手当	
	福利厚生費	
	退職給付費用	
	小計	
旅費交通費	旅費交通費	
業務費	会議費	
	接待交際費	
	宣伝広告費	
	運送費	
	通信費	
	印刷・消耗品費	
	図書・研修費	
	教育情報費	
	事務委託費	
	小計	
負担金	支払賦課金	
	分担金	
	寄付金	
	小計	
	修繕費	

施設費	保険料	
	水道光熱費	
	会館管理費	
	賃借料	
	消耗備品費	
	減価償却費	
	小計	
貯金保険料	貯金保険料	
雑費	雑費	
税金	税金	
合計		

Ⅱ　事業概況書に関する事項

1　役員等との取引の明細（当期末現在）

役職名及び氏名	取引内容	当期取引額	債権			債務		
			当期首残高	当期末残高	当期増減高	当期首残高	当期末残高	当期増減高
	計							
	計							
	合計							

（記載上の注意）

1　経営管理委員会、理事又は監事との間の取引（これらの者が第三者のためにするものを含む。）及び第三者との間の取引で連合会と経営管理委員会、理事又は監事との利益が相反するものについて記載すること。

2　総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金の額を超えないものに限る。）、貯金その他の連合会の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引は除いて記載すること。

3　債務保証を行っている場合は、債権の欄に見返額を記載すること。

4　重要な増減がある場合には、その理由を注記すること。

2　役員に対する報酬

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事		
監事		
合計		

（記載上の注意）

理事及び監事に対する役員退職慰労金は、欄外に理事と監事とを区分してそれぞれの金額を記載する。

3　役員等の兼職兼業の状況（当期末現在）

区　分		氏　名	兼職先名又は兼業事業名	兼職等先での役職名
役職名	常勤・非常勤の別			

（記載上の注意）

法第92条第３項及び第100条第３項において準用する法第34条の５第１項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び参事について記載すること。ただし、固定的報酬又は給与を受けていない兼職先又は兼業先については、主たるものを例示した上で数のみを記載すること。

第６　キャッシュ・フロー計算書

第　　年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）キャッシュ・フロー計算書

［直接法により表示する場合］

（単位：千円）

科　　目	金　　額
１　事業活動によるキャッシュ・フロー	
貸出金回収による収入	
預け金払出による収入	
貯金払出による支出	
貸出金利息収入	
貯金利息支出	
事業経費支出	
事業分量配当金の支払額	
・・・・・・・・・・	
小　　計	
法人税等の支払額	
事業活動によるキャッシュ・フロー	
２　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
固定資産の取得による支出	
固定資産の売却による収入	
外部出資による支出	
・・・・・・・・・・	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
３　財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資の増額による収入	

出資配当金の支払額	
回転出資金の受入による収入	
・・・・・・・・・・	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
4　現金及び現金同等物に係る換算差額	
5　現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
6　現金及び現金同等物の期首残高	
7　現金及び現金同等物の期末残高	

［間接法により表示する場合］

（単位：千円）

科　　目	金　　額
1　事業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期利益（又は税引前当期損失）	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増減額（△は減少）	
その他の引当金・積立金の増減額（△は減少）	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益（△は益）	
貸出金の純増減（△は純増）	
預け金の純増減（△は純増）	
貯金の純増減（△は純減）	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
事業分量配当金の支払額	
・・・・・・・・・・	
小　　計	

法人税等の支払額	
事業活動によるキャッシュ・フロー	
2　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
固定資産の取得による支出	
固定資産の売却による収入	
外部出資による支出	
・・・・・・・・・・	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
3　財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資の増額による収入	
出資配当金の支払額	
回転出資金の受入による収入	
・・・・・・・・・・	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
4　現金及び現金同等物に係る換算差額	
5　現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
6　現金及び現金同等物の期首残高	
7　現金及び現金同等物の期末残高	

（記載上の注意）

1　連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には、作成を要しない。

2　法令等に基づき、又は連合会のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもので、金額的に重要なものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。

4　現金及び現金同等物の範囲について、記載すること。

第７　剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）

第　　年度　剰余金処分計算書

科　　目	金　　額	
１　当期未処分剰余金		××××××
２　任意積立金取崩額		××××××
○○積立金取崩額		
３　剰余金処分額		××××××
利益準備金	××××	
任意積立金	××××	
（うち目的積立金）	×××	
出資配当金	××××	
（普通出資に係る配当金）	×××	
（優先出資に係る配当金）	×××	
事業分量配当金	××××	
４　次期繰越剰余金		×××

（注）１　普通出資金の配当率　　％
　　優先出資金の配当率　　％
　　２　事業の利用分量に対する配当金の分配基準及び金額
　　３　任意積立金の種類ごとの積立目的、積立目標額及び取扱基準等
　　４　次期繰越剰余金に含まれる、教育情報資金の額

第　　年度　損失金処理計算書

科　　目	金　　額	
１　当期未処理損失金		××××××
２　損失金処理額		××××××
任意積立金取崩額	××××	
利益準備金取崩額	××××	
資本準備金取崩額	××××	
回転出資金取崩額	××××	
３　次期繰越損失金		×××

第８　主要事業の状況

１　貯金業務

種類			当期首残高		当期受入額	当期払戻額	当期末残高	
			口座数	金額			口座数	金額
要求払貯金	当座貯金							
	普通貯金							
	貯蓄貯金							
	通知貯金							
	別段貯金							
	計							
定期性貯金	定期貯金							
	定期積金							
	計							
合計								
うち	組合員直接預り							
	員外	地方公共団体						
		金融機関						
		その他						
		計						

２　貸出業務

（１）　種類別の増減

種類		当期首残高		当期貸付額	当期回収額	当期末残高	
		件数	金額			件数	金額
貸付	手形貸付金						
	証書貸付金						
	当座貸越						
	金融機関貸付						

金	（うちコール・ローン）		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	計							
割引手形								
合計								
うち	組合員直接貸付							
	員外への貸出金	貸付金	地方公共団体					
			金融機関					
			その他					
			計					
		割引手形						
		合計						

（2）　用途別の増減

用途別			当期首残高		当期貸付額	当期回収額	当期末残高	
			件数	金額			件数	金額
割引手形・当座貸越及び短期貸付金	事業資金	貯払資金						
		販売資金						
		購買資金						
		漁業自営資金						
		その他資金						
		小計						
	転貸資金	漁業経営資金						
		水産加工資金						
		その他資金						
		小計						
	会員貸出計							
	組合員直接貸付							
	員外貸付							
	計							

長期貸付金	事業資金	設備資金						
		その他資金						
		小計						
	転貸資金	漁業設備資金						
		水産加工設備資金						
		その他資金						
		小計						
	会員貸出計							
	組合員直接貸付							
	員外貸付							
	計							
合計								

（注）１　短期貸付金欄の転貸資金のうち漁業経営資金とは漁業に直接必要な資金を、水産加工資金とは水産加工業者の事業に直接必要な資金を、その他資金とは生活資金、負債整理資金等をいう。
２　長期貸付金欄の転貸資金のうち漁業設備資金とは、事業に直接必要な設備資金を、水産加工設備資金とは水産加工業者の事業に直接必要な設備資金を、その他資金とは住宅資金、環境整備資金をいう。
３　合計は前表に一致する。

（３）　制度融資の種類別増減

種類別	当期首残高		当期貸付額	当期回収額	当期末残高	
	件数	金額			件数	金額
漁業近代化資金						
合計						
備考 漁業近代化資金原資貸付						

（記載上の注意）
都道府県単独制度融資についても、上表に種類別に記載すること。

３　保証業務

種類	当期首残高		当期保証額	当期解除額	当期末残高	
	件数	金額			件数	金額

業務代理に伴う債務保証						
株式会社日本政策金融公庫						
一　般　債　務　保　証						
国						
地　方　公　共　団　体						
合　　計						

4　商品有価証券等

種　　類　　別	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
商　品　国　債				
商 品 地 方 債				
商品政府保証債				
合　　計				

（記載上の注意）

本表は、国債等の売買業務の取扱認可を受けている信漁連のみ作成し、認可を受けていない信漁連にあっては本表を削除し、以下番号を繰り上げること。

5　国債等の売買の媒介等業務実績

	前期取扱実績	当期取扱実績	増　減　額
国　　債			
合　　計			

（記載上の注意）

本表は、国債等の売買の媒介等業務の取扱認可を受けている信漁連のみ作成し、認可を受けていない信漁連にあっては本表を削除し、以下番号を繰り上げること。

6　国債等の窓口販売業務実績

種　類　別	窓口販売業務実績			引　受　実　績		
	前期販売実績	当期販売実績	増減額	前期引受実績	当期引受実績	増減額
国　　債						
合　　計						

（記載上の注意）

本表は、国債等の窓口販売業務の取扱認可を受けている信漁連のみ作成し、認可を受けていない信漁連にあっては本表を削除し、以下番号を繰り上げること。

7　代理業務

（1）　貸付業務

代理する金融機関の名称	当期首残高		当期貸付額	当期回収額	当期末残高	
	件数	金額			件数	金額
株式会社日本政策金融公庫						
（うち　受　託）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
（うち　代　理）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
独立行政法人住宅金融支援機構						
年金資金運用基金						
合　　計						

（2）　その他代理業務

代理する金融機関の名称	代理する業務種類	当期首残高		当期受入額		当期払出額		当期末残高	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合　　計									

8　内国為替業務

種類	仕向		被仕向	
	件数	金額	件数	金額
送金				
振込				

代金取立				
合　　計				

9　外国為替業務

通貨別	仕向為替				被仕向為替			
	売渡為替		買入為替		支払為替		取立為替	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
円貨建								
外貨建								
合　　計								

（記載上の注意）

本表は、外国為替業務を行う信漁連のみ記載し、当該業務を行わない信漁連にあっては、本表を削除し、以下番号を繰り上げる。

10　両替業務

	前期取扱実績	当期取扱実績
売却額		
購入額		
合　　計		

第９　単体自己資本比率の状況

第　　年度（　　年　　月　　日現在）単体自己資本比率の状況

（単位：千円）

項　　目	当　期　末		前　期　末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額				
うち、出資金及び資本準備金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、回転出資金の額				
うち、上記以外に該当するものの額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				

うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る15パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）				
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産（オン・バランス）項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
ＣＶＡリスク相当額を８パーセントで除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）				
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	%		%	

（記載上の注意）

１　この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第92条第１項及び第100条第１項において準用する法第11条の８第１項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第１号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

２　遡及適用又は誤謬（びゅう）の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

単体自己資本比率（付表１）資産（オン・バランス）項目のリスク・アセット残高内訳表

（単位：千円）

項目	リスク・ウェイト（%）	当期末				前期末			
		リスク・ウェイトの加重平均値（%）	信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後	リスク・ウェイトの加重平均値（%）	信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後
			資産の額	信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額		資産の額	信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額
		A (=D/B)	B	C	D	A' (=D'/B')	B'	C'	D'
1　現金	0								
2　我が国の中央政府及び中央銀行向け	0								
3　外国の中央政府及び中央銀行向け	0 ～ 100								
4　国際決済銀行等向け	0								
5　我が国の地方公共団体向け	0								
6　外国の中央政府等以外の公共部門向け	20 ～ 100								
7　国際開発銀行向け	0 ～ 100								
8　地方公共団体金融機構向け	10 ～ 20								
9　我が国の政府関係機関向け	10 ～ 20								
10　地方三公社向け	20								
11　金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20 ～ 100								
12　法人等向け	20 ～ 100								
13　中小企業等向け及び個人向け	75								
14　抵当権付住宅ローン	35								
15　不動産取得等事業向け	100								
16　三月以上延滞等	50 ～ 150								
17　取立未済手形	20								
18　信用保証協会等による保証付	0 ～ 10								
19　株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による保証付	10								
20　出資等	100 ～ 1250								
（うち出資等のエクスポージャー）	100								
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250								
21　上記以外	100 ～ 250								
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250								
（うち農林中央金庫の対象普通出資等に係るエクスポージャー）	250								
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250								
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に関するエクスポージャー）	250								
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段のうち、その他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	150								
（うち右記以外のエクスポージャー）	100								
22　証券化	－								
（うちＳＴＣ要件適用分）	－								
（うち非ＳＴＣ要件適用分）	－								
23　再証券化	－								

24　リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－								
25　経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	－								
26　他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－								
合計（信用リスク・アセットの額）	－								

（注）

1　「12　法人等向け」について 100 %のリスク・ウェイトを用いる特例の利用状況：［　　］（利用していない＝０、利用している＝１）

2　標準的手法を適用する部分において適格金融資産担保付取引（信用リスク関連）に用いるリスク削減手法：［　　］（用いない＝０、簡便手法＝１、包括的手法＝２）

　上記において包括的手法（＝２）を使用する場合のボラティリティ調整率の種類：［　　］（標準的ボラティリティ調整率＝１、自組合推計ボラティリティ調整率＝２）

3　法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引に用いるリスク削減手法：［　　］（エクスポージャー変動額推計モデルを用いない場合＝０、用いる場合＝１）

（記載上の注意）

1　本表は信用リスク・アセットの額の算出対象となる資産項目について記載するものであり、自己資本控除とする項目は記載しない。

2　本表における「資産の額」は、個別貸倒引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。

3　「資産の額」については、その損益又は評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。

4　保証等による信用リスク削減効果を適用する場合は、「信用リスク削減効果適用後の信用リスク・アセットの額」は、原債務者の項目として記載する（保証人等の項目としては記載しない。）。

5　ローン・パーティシペーション取引において参加利益を購入した場合は、原債務者の項目として適用されるリスク・ウェイト（原債務者と原債権者のリスク・ウェイトの合算）を記載する。

6　「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」は、除算をした上、四捨五入により整数で記載する（除算の分母が零である場合は、記載せずに空欄とする。）。

7　「11　金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」のうち第一種金融商品取引業者は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社とする。

8　「12　法人等向け」には、「13　中小企業等向け及び個人向け」として区分したエクスポージャーを重複して記載しない。

9　「13　中小企業等向け及び個人向け」には、リスク・ウェイトを 75 %としたエクスポージャーのみを記載する。

10　「16　三月以上延滞等」には、３月以上延滞した者に係るエクスポージャー及び引当割合勘案前の段階でリスク・ウェイトが 150 %となるエクスポージャーを記載する。なお、これに該当するエクスポージャーは他の項目に重複して記載しない。

11　「18　信用保証協会等による保証付」は、信用保証協会、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーとする。

12　「（うち右記以外のエクスポージャー）」には、「１　現金」から「20　出資等」までの項目並びに「21　上記以外」の項目のうち「（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）」、「（うち農林中央金庫の対象普通出資等に係るエクスポージャー）」、「（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）」、「（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に関するエクスポージャー）」及び「（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段のうち、その他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）」の項目に該当しないエクスポージャーの額を記載する。

13　「22　証券化」の「ＳＴＣ要件適用分」は適格ＳＴＣ要件を満たすエクスポージャー、「非ＳＴＣ要件適用分」は適格ＳＴＣ不適用となったエクスポージャーを対象とする。

14　「24　リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」として区分したエクスポージャーは、他の項目に重複して記載しない。「信用リスク削減効果適用前の資産の額」にはリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額を記載する。当該エクスポージャーの額には、対象の事業体に対する出資枠の未引出額等のオフ・バランス取引の与信相当額も含めること。

15　「25　経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」には、土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るリスク・アセットの額及び調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入された額の合計額を記載する。

16　「26　他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）」には、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットに算入されなかった額（減算された額）を記載する。

17　遡及適用又は誤謬（びゅう）の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

単体自己資本比率（付表２）オフ・バランス取引等項目の信用リスク・アセット残高内訳表

（単位：千円）

項目	掛目（%）	当期末			前期末		
		信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後	信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後
		簿価又は想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセットの額	簿価又は想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセットの額
1　任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0						
2　原契約期間が１年以下のコミットメント	20						
3　短期の貿易関連偶発債務	20						
4　特定の取引に係る偶発債務	50						
（うち経過措置を適用する元本補填信託契約）	50						
5　ＮＩＦ又はＲＵＦ	50〈75〉						
6　原契約期間が１年超のコミットメント	50						
7　信用供与に直接的に代替する偶発債務	100						
（うち借入金の保証）	100						
（うち有価証券の保証）	100						
（うち手形引受）	100						
（うち経過措置を適用しない元本補填信託契約）	100						
（うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供）	100						
8　買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	-						
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前）	100						
控除額（△）	-						
9　先物資産購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100						
10　有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100						
11　派生商品取引及び長期決済期間取引	-						
カレント・エクスポージャー方式	-						
派生商品取引	-						
外為関連取引	-						
金利関連取引	-						
金関連取引	-						
株式関連取引	-						
貴金属（金を除く。）関連取引	-						
その他のコモディティ関連取引	-						
クレジット・デリバティブ取引（カウンター・パーティー・リスク）	-						
一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果（△）	-						
長期決済期間取引	-						
ＳＡ－ＣＣＲ	-						
派生商品取引	-						
長期決済期間取引	-						
期待エクスポージャー方式	-						
12　未決済取引	-						
13　証券化エクスポージャーに係る適格なサー							

ビサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分	0 ～ 100						
14　上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	-						
合　　計	-						

（記載上の注意）

１　「４」及び「７」の内書き中の「経過措置」とは、平成 22 年３月 31 日前において当該組合の締結する元本補塡信託契約に係る信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、平成 19 年３月 31 日前の自己資本比率の算出の例による場合を指す。

２　「８」内書き「控除額（△）」には、求償権付の資産売却について、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下につき当該標準的手法採用組合が損失の一部を負担することとなる場合であって、当該負担することとなる最大の額が、当該売却資産の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額の８％に相当する額を下回ったときに、当該下回る額を８％で除して得た額を記載するものとする。ただし、一部資産（オン・バランス）項目で信用リスク・アセットの額が計上される場合には、当該計上額を控除額に加えて記載するものとする。

３　遡及適用又は誤謬の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

単体自己資本比率（付表３）オペレーショナル・リスク相当額算出表

（単位：千円）

掛目	オペレーショナル・リスク相当額	直近１年間		左記の前１年間		左記の前１年間	
		粗利益（掛目前）	粗利益（掛目後）	粗利益（掛目前）	粗利益（掛目後）	粗利益（掛目前）	粗利益（掛目後）
15 %							

（記載上の注意）

１　「粗利益」が負の値である場合、当該負の値を記載する（零の記載又は記載の省略はしない。）。

２　オペレーショナル・リスク相当額は、「粗利益（掛目後）」の直近３年間の平均値である。なお、「粗利益（掛目後）」が正の値とならない年がある場合には、当該「正とならない年」以外の年の「粗利益（掛目後）」の合計額を当該正とならない年以外の年数で除して得た額を記載する。

［附表］

業 務 報 告 書 添 付 書 類

1．財務基準実績対照表

年　月　日

条件	基準事項	実績	対比
自己資本基準（施行令十九条）	1．自己資本	出資金 期限付優先出資　△ 回転出資金 資本準備金 利益準備金 任意積立金 繰越剰余金 当期剰余金 処分未済持分　△ 外部流出予定額　△ その他有価証券の評価差損　△ 営業権相当額　△ 企業結合により計上される 無形固定資産　△ 証券化取引により増加した 自己資本に相当する額　△	
		①　（計）	
	2．固定資産	有形固定資産 うち資産除去債務相当資産　△ 無形固定資産 うち資産除去債務相当資産　△ 外部出資 うち農林水産大臣指定外部出資　△ うちその他有価証券評価差益　△ （時価のある外部出資に係るもの）	
		②　（計）	
	3．固定資産取得借入金	③　固定資産取得借入金	
	4．リース債務	④　リース債務	
	5．再評価差額	⑤　再評価差額	
	［基準］ 1≧2－（3＋4＋5）	［実績］ ①　②　③　④　⑤ （　）－（　－（　＋　＋　））	±
払戻準備金基準（施行令第	1．貯金及び定期積金	①貯金及び定期積金	
	2．払戻準備額	預け金 コール・ローン	
		②　（計）	

準二十一条）			
	［基　準］ ２≧１×２０／１００	［実　　績］ ②　① （　）－（　）×２０／１００	±
余裕金運用基準（施行令第二十二条）	１．農林中央金庫への預け金 ２．銀行、信用金庫、信用協同組合への預け金 ３．金銭の信託 ４．国債証券、地方債証券、政府保証債券、農林債その他の金融債券の取得 ５．特別法人債券、短期社債等、社債券、貸付信託・証券投資信託の受益証券、外国証券の取得 ６．株式の取得 ７．金銭債権の取得	①農林中央金庫への預け金 ②銀行、信用金庫、信用協同組合への預け金 ③金銭の信託 ④国債証券、地方債証券、政府保証債券、農林債その他の金融債券 ⑤特別法人債券、短期社債等、社債券、貸付信託・証券投資信託の受益証券、外国証券 ⑥株　　式 ⑦金銭債権	
	８．貯金・定期積金	⑧貯金・定期積金	
	［基　準］ 8×15／100≧3＋5＋6＋7	［実　　績］ ⑧　③　⑤　⑥　⑦ （　）×15／100－（　＋　＋　＋　）	±

(記載上の注意)

１　「その他有価証券の評価差損」は、算出した金額が負の値である場合に限り記載するものとする。

２　「再評価差額」とは、土地の再評価に関する法律第７条第１項に規定する再評価差額（同法第８条の規定により再評価差額金が取り崩されたときは、当該取り崩された額を控除した再評価差額金に対応する再評価差額）に相当する金額とする。

３　譲渡性貯金は貯金に、譲渡性預け金は預け金に含めて計算すること。

４　余裕金運用基準実績欄の④国債等有価証券の額には、貸付有価証券の額〇〇千円が含まれている。

参考１．株式の保有基準

（単位：千円）

金銭の信託のうち株式運用額（Ａ）		貯金及び定期積金（Ｃ）	
株式（Ｂ）		株式保有率（(Ａ)＋(Ｂ))／(Ｃ)	％

（注）貯金及び定期積金（Ｃ）欄には、直近６ヶ月の平均残高を記載すること。

参考２．余裕金運用の概要

（単位：千円）

国債（ア）		銀行預け金（キ）	
地方債（イ）		余裕金系統外運用計（ク） (ア)＋(イ)＋(ウ)＋(エ) ＋(オ)＋(カ)＋(キ)＝(ク)	
政府保証債（ウ）			
金融債（エ）		現金（ケ）	
貸付有価証券（オ）		系統金融機関預け金（コ）	
その他の有価証券（カ）		余裕金系統預け率 (コ)／((ク)＋(ケ)＋(コ))×１００％	％

参考３．有価証券等運用状況

種類	年度末残高（Ａ）	買現先残高（Ｂ）	取得発注後受渡未了残高（Ｃ）	売現先契約残高（Ｄ）	買着地契約残高（Ｅ）	売着地契約残高（Ｆ）	計（Ａ－Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ－Ｆ）	構成比	評価損益
国債証券									
地方債証券									
政府保証債券									
金融債券									
特殊法人債券									
社債 （うち金融機関発行分）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
短期社債									
貸付信託受益証券									
証券投資信託受益証券									
外国証券									

株　　式									
貸付有価証券									
有価証券計									
金銭債権									
金銭の信託									
有価証券等合計									

２．内　部　留　保　状　況

年　度

（単位：千円）

科目			所定限度額	繰入又は積立額	戻入又は取崩額	差引内部留保額	翌年度繰越額
内部留保額	損費処分留保額	一般貸倒引当金					
		退職給付引当金					
		賞与引当金					
		減価償却					
		貸出金償却					
		国債等債券償却					
		株式等償却					
		計					
	利益処分留保額	資本準備金					
		利益準備金					
		任意積立金（うち・・・積立金）		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
		繰越剰余金					
		回転出資金					
		計					
合計						（Ａ）	

当期剰余金	損益処分留保額	合計	内部留保率（Ａ）／（Ｂ）	%
		（Ｂ）	前年度内部留保率	%

（記載上の注意）

１　所定限度額欄には、法令、定款に基づき所定限度があるものについて、その限度額を記載すること。

２　繰越剰余金の繰入又は積立額には、翌年度繰越剰余金（損失金）、戻入又は取崩額欄には、前年度繰越剰余金（損失金）を記載すること。

３　教育情報資金は、利益処分による内部留保額に含めない。

４　比率の端数は切り捨てして、小数点以下第２位まで記載すること。

５　該当しない科目は削除すること。

３．事　業　収　支　率

年　度　　（単位：千円）

	当年度	前年度		当年度	前年度
資金調達費用			資金運用収益		
役務取引等費用			役務取引等収益		
その他事業費用			その他事業収益		
事業管理費					
事業費用合計（Ｂ）			事業収益合計（Ａ）		
事業益　（Ａ）－（Ｂ）			事業収支率　（Ｂ）／（Ａ）	％	％

（記載上の注意）

比率の端数は切り捨てして、小数点以下第２位まで記載すること。

４．貸倒引当金の状況

（単位：千円）

	前期末残高	取崩額	繰入額	当期純繰入額	当期末現在
一般貸倒引当金					
うち有税分					
個別貸倒引当金					
うち有税分					
合　　計					

（記載上の注意）

１　期中において一般・個別貸倒引当金の取崩しを行った場合にはその額について注記すること。

２　当期純繰入額が、戻入となる場合には△表示すること。

３　一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の取崩額については、欄外に次のとおり記載すること。

「一般貸倒引当金」取崩額　無税　　千円
　　有税　　千円

「個別貸倒引当金」(1)目的取崩額　無税　　千円
　　有税　　千円
　　(2)目的外取崩額　無税　　千円
　　有税　　千円

（注）目的取崩額とは、直接償却した場合の取崩額をいい、目的外取崩額とは、洗い替えによる取崩額をいう。

5．事 務 所 の 概 要

名　　称	登記の有無	職員数	開設年月日	貯　　金	貸 出 金	備　　考
				千円	千円	